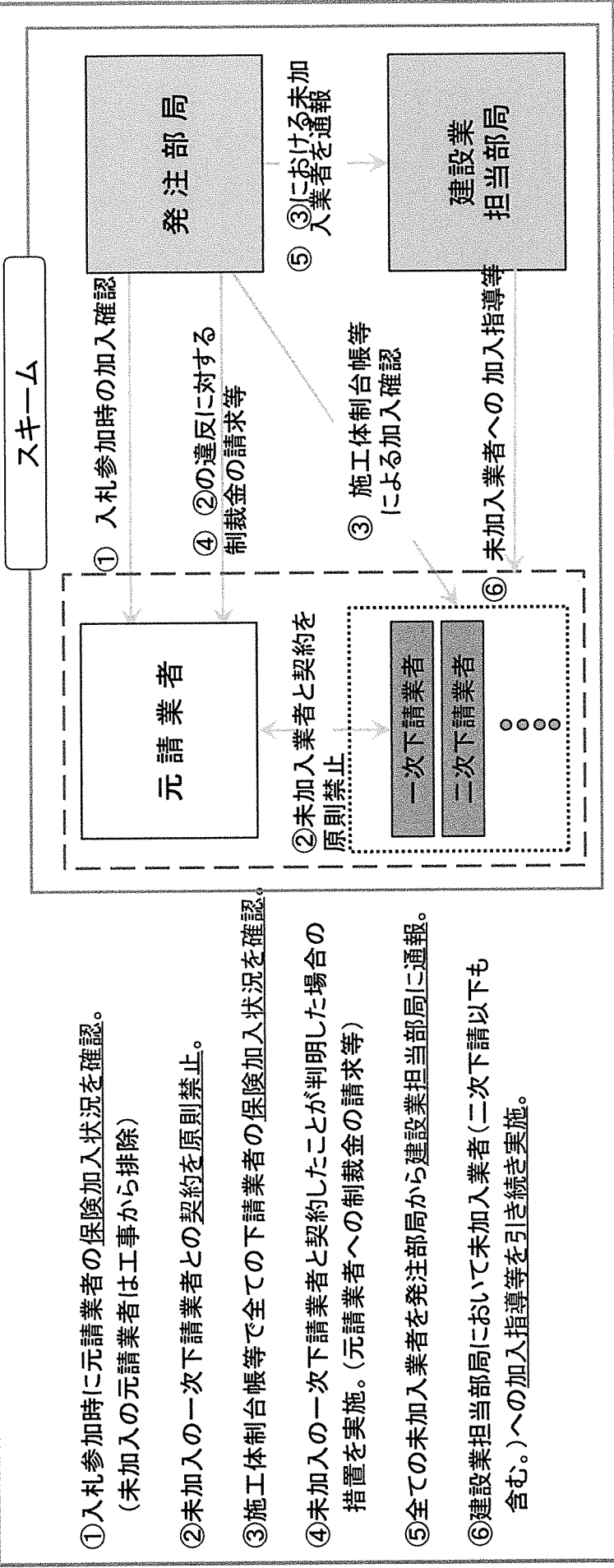


# 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策

- 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化する。
- ・元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。  
(※)建築一式工事の場合は4500万円



- 平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する。

- 上記内容に付き、平成26年5月16日付けで地方整備局等宛に通知を发出。また、同日付けで、地方公共団体に対し、当該通知を参考送付し、同様の取組の検討を促した。

## 建築基準法の一部を改正する法律について

～木造建築関連基準の見直し、合理的な建築基準制度の構築、容積率制限の合理化等について～

より合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するため、木造建築関連基準の見直し、構造計算適合性判定制度の見直し、容積率制限の合理化、建築物の事故等に対する調査体制の強化等の所要の措置を講ずるため、建築基準法の一部を改正する法律が、平成26年6月4日に公布され、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定です。(昇降路の容積率の合理化については、平成26年7月1日施行。定期調査・検査報告制度の強化については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。)

### ■法律の概要

※( )は、改正後の建築基準法(ここでは、「法」という。)を示す。

#### 1. 木造建築関連基準の見直し (法第21条第2項、法第27条第1項関係)

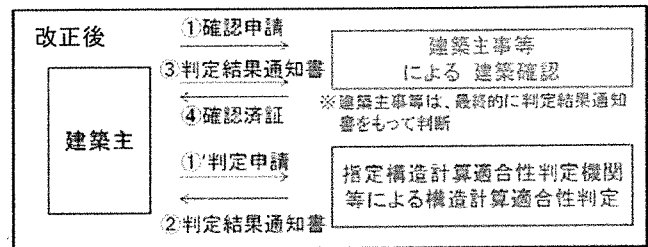
木材の利用を促進するため、耐火構造としなければならない3階建ての学校等について、実大火災実験等により得られた新たな知見に基づき、一定の防火措置を講じた場合には準耐火構造等にできるようになります。

#### 2. 構造計算適合性判定制度の見直し

(法第6条第5項、法第6条の2第3項、法第6条の3第1項、第7項及び第8項関係)

①比較的簡易な構造計算について、十分な能力を有する者が審査する場合には、構造計算適合性判定の対象外となります。

②建築主が、審査者や申請時期を選択できるよう、指定構造計算適合性判定機関等へ直接申請できるようになります。



#### 3. 指定確認検査機関による仮使用認定制度の創設 (法第7条の6第1項関係)

特定行政庁等のみが承認することができる工事中の建築物の仮使用について、一定の安全上の要件を満たす場合には、指定確認検査機関が認めたときは仮使用できるようになります。

#### 4. 新技術の円滑な導入に向けた仕組みの創設 (法第38条関係)

現行の建築基準では対応できない新建築材料や新技術について、国土交通大臣の認定制度が創設され、それらの円滑な導入の促進が図られます。

#### 5. 容積率制限の合理化 (法第52条第3項及び第6項関係)

①住宅の容積率の算定に当たり地下室の床面積を延べ面積に算入しない特例を、老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(老人ホーム等)についても適用されます。

②政令で定める昇降機の昇降路の部分(2)4.参照)の床面積を延べ面積に算入しないこととされました。

#### 6. 定期調査・検査報告制度の強化 (法第12条第1項から第4項、法第12条の2、法第12条の3関係)

定期調査・検査の対象の見直し、防火設備等に関する検査の徹底や、定期調査・検査の資格者に対する監督の強化等が図られます。

#### 7. 建築物の事故等に対する調査体制の強化 (法第12条第5項から第7項、法第15条の2関係)

建築物においてエレベーター事故や災害等が発生した場合に、国が自ら、必要な調査を行えるようになります。また、国及び特定行政庁において、建築設備等の製造者等に対する調査を実施できるよう調査権限の充実が図られます。

これらのほかに、移転に関する規定の整備(法第3条第3項、法第86条の7第4項関係)、建築基準適合判定資格者検定制度に関する規定の整備(法第5条第4項、法第5条の2、法第5条の3、法第77条の2から法第77条の17関係)、構造計算適合判定資格者検定制度の創設(法第5条の4、法第5条の5関係)、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認等に関する手続の整備(法第18条関係)、指定構造計算適合性判定機関の指定権者の変更(法第18条の2第2項関係)、構造耐力に関する規定の整備(法第20条第2項関係)、指定構造計算適合判定資格者検定制度の創設(法第77条の17の2関係)、指定構造計算適合性判定機関に関する規定の整備(法第77条の35の2等関係)、構造計算適合判定資格者の登録(法第77条の66関係)、罰則の対象者の追加等(法第98条、法第99条、法第101条関係)の改正等が行われます。

平成26年7月1日施行

## 2

### 建築基準法施行令の一部を改正する政令について

～階段に係る規制の合理化、エレベーターに係る容積率制限の合理化等について～

既存ストックの有効活用や水素エネルギー等の利活用の促進など、新たなニーズに的確に対応するため、規制の合理化を図るとともに、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、エレベーターに係る容積率制限の合理化に係る政令事項の整備など、所要の改正を行う必要があるため、建築基準法施行令の一部を改正する政令が、平成26年6月27日に公布され、平成26年7月1日に施行されました。

■建築基準法施行令の改正の概要 ※( )は、改正後の建築基準法施行令(ここでは、「令」という。)を示す。

#### 1. 階段に係る規制の合理化 (令第23条第4項関係)

利用者が安全に昇降できるものとして国土交通大臣が定めた構造方法(平成26年国土交通省告示第709号)を用いる階段については、階段の寸法に係る規定等を適用しないこととされました。

<告示の概要>利用者が安全に昇降できるものとして国土交通大臣が定めた構造方法として、小学校における児童用の階段で、以下によるものであることを定める。

- i) 階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法が、それぞれ140cm以上、18cm以下、26cm以上であること。
- ii) 階段の両側に手すりを設けること。
- iii) 階段の表面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げること。

#### 2. 防火上主要な間仕切壁に係る規制の合理化 (令第112条第2項、令第114条第2項関係)

自動式スプリンクラー設備を設置した部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分(告示制定予定)にある防火上主要な間仕切壁については、準耐火構造としなくてもよいこととされました。

<告示案の概要>準耐火構造の防火上主要な間仕切壁を設けないことに関して防火上支障がない部分として、次の①から③までに適合するものを定める。

- ①居室の床面積の合計が100m<sup>2</sup>以下の階又は居室の床面積の合計100m<sup>2</sup>以内ごとに準耐火構造の壁等で区画されている部分であること。
- ②各居室に煙感知式の住宅用防災機器又は自動火災報知設備が設けられていること。
- ③次のア)又はイ)に該当する部分であること。
  - ア)各居室の出口から屋外、避難上有効なバルコニー又は100m<sup>2</sup>以内ごとの他の区画(屋外及び避難上有効なバルコニーにあつては、道又は道に通ずる幅員50cm以上の通路その他の空地に面するものに限る。以下「屋外等」という。)に歩行距離8m(居室及び避難経路の内装が不燃化されている場合には16m)以内で避難でき、かつ、各居室と避難経路とが壁及び常時閉鎖式の戸又は火災発生時に自動的に閉鎖する戸で区画されているものであること。
  - イ)各居室から直接屋外等に避難ができるものであること。

#### 3. 圧縮ガス等を貯蔵等する建築物に係る用途規制の合理化 (令第130条の9関係)

圧縮水素等を国土交通大臣が定める基準(告示制定予定)に適合する設備により安全に貯蔵等する一定の建築物については、準工業地域等内において建築できることとされました。

#### 4. エレベーターに係る容積率制限の合理化 (令第135条の16関係)

法第52条第6項の改正に伴い、容積率の算定に当たり延べ面積に昇降路の部分の床面積を算入しない昇降機として、エレベーターが定められました。

## 建築士法の一部を改正する法律について

～書面による契約の相互交付(300m<sup>2</sup>超)、管理建築士事務所の管理について～

建築物の設計・工事監理の業務の適正化及び建築主等への情報開示を充実するため、建築士法の一部を改正する法律が、平成26年6月27日に公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定です。

### ■法律の概要

※( )は、改正後の建築士法(ここでは、「士法」という。)を示す。

#### 1. 書面による契約等について

- ①延べ面積 300m<sup>2</sup> を超える建築物の新築等に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は契約の締結に際して、一定の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなります。(士法第22条の3の3関係)
- ②延べ面積 300m<sup>2</sup> を超える建築物の新築に係る設計又は工事監理の業務については、一括再委託が禁止されます。(士法第24条の3第2項関係)
- ③設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した委託金で契約を締結するよう努めなければならないこととなります。(士法第22条の3の4関係)
- ④設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結等の措置を講ずるよう努めなければならないこととなります。(士法第24条の9関係)

#### 2. 建築士事務所の管理について

- ①管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る次に掲げる技術的事項を総括することとなります。(士法第24条第3項関係)
  - ・受託可能な業務の量及び難易並びに業務の内容に応じて必要となる期間の設定
  - ・受託しようとする業務を担当させる建築士その他の技術者の選定及び配置
  - ・他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務の範囲の案の作成
  - ・建築士事務所に属する建築士その他の技術者の監督及びその業務遂行の適性の確保
- ②建築士事務所の開設者は、技術的事項に関する管理建築士の意見を尊重しなければならないこととされます。(士法第24条第5項関係)

#### 3. 建築士免許証等の提示等による情報開示の充実について

- ①建築士は、設計等の委託者から請求があったときは、建築士免許証等を提示しなければならないこととなります。(士法第19条の2関係)
- ②建築士は、建築士免許証、構造/設備設計一級建築士証等に記載された事項等に変更があったときは、書換え交付を申請することができるようになります。(士法第5条第3項、士法第10条の2の2第4項関係)

#### 4. 建築設備士の意見の聴取等について

士法第2条第5項に「建築設備士」が定義され、建築士は、延べ面積2,000m<sup>2</sup>を超える建築物の建築設備に関する設計又は工事監理を行う場合においては、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならないこととなります。(士法第2条第5項、士法第18条第4項関係)

#### 5. その他の改正事項について

- ①建築士事務所に係る欠格要件及び取消事由に、開設者等が暴力団員であることが追加されます。(士法第23条の4第1項関係)
- ②建築士に対する国土交通大臣・都道府県知事による調査権が新設されます。(士法第10条の2関係)
- ③建築士事務所の所属建築士を変更した場合の届出が義務化されます。(3か月以内)。(士法第23条の5第2項関係)